



台東区屋外広告物 景観ガイドライン 概要版

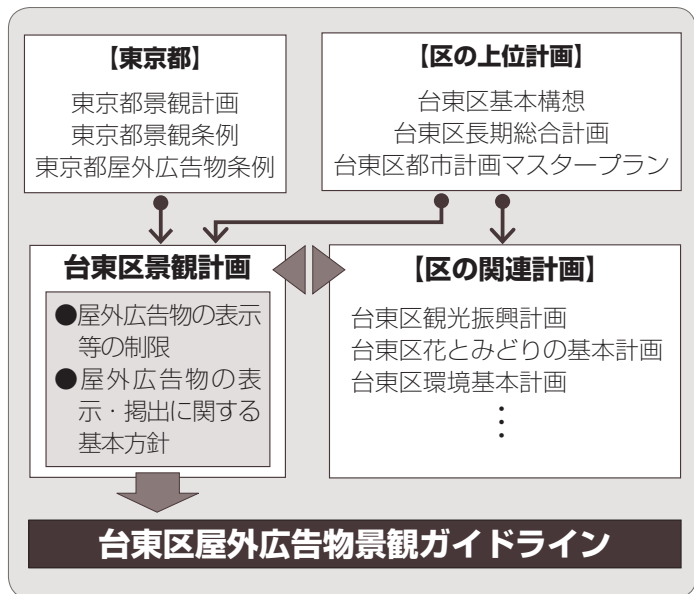
平成30年3月 台東区



1 ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、「景観計画」の目標である「思い出を守り、思い出を生み出す」を目指し、屋外広告物の景観誘導に取組むため「景観計画」に定める「屋外広告物の表示・掲出に関する基本方針」に基づき、策定されるものです。

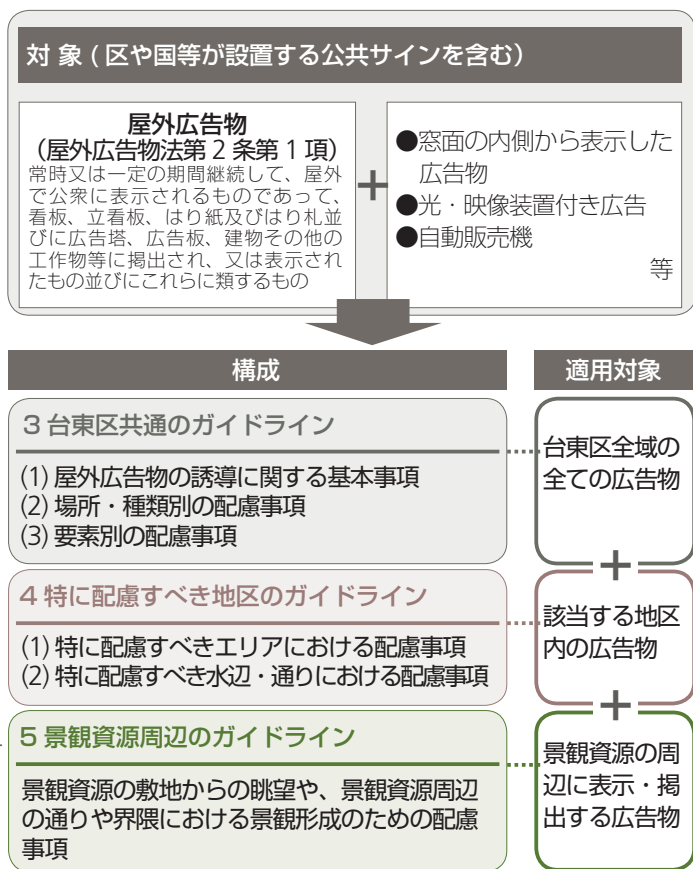
本ガイドラインは屋外広告物法に定める屋外広告物に加え、窓面の内側から表示された広告物等も対象とします。



景観資源…本ガイドラインにおいては、景観重要建造物、都選定歴史的建造物、世界文化遺産、国指定重要文化財、国指定史跡・名勝を指します。

2 本ガイドラインの構成と適用対象

本ガイドラインは、台東区全域の全ての広告物に適用する「3 台東区共通のガイドライン」に、「4 特に配慮すべき地区のガイドライン」、「5 景観資源周辺のガイドライン」を加え、それぞれ該当する地区、場所において適用します。



3 台東区共通のガイドライン

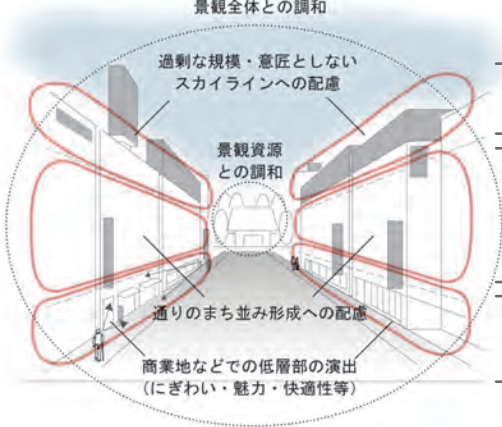
(1) 屋外広告物の誘導に関する基本事項

屋外広告物は、有効な情報伝達手段となり、まちの個性やにぎわいを創出しつつ、まち並み全体として調和が感じられるようにします。

| | | | |
|---|---|---|---|
| <p>●適切な位置や大きさとする</p> <p>過剰な文字の大きさや高い位置への表示を避ける等、適切な視認性を意識します。</p> | | <p>●周辺住宅地の環境に配慮する</p> <p>高彩度の色彩を避け、周辺の住宅地の基調色や庭や街路樹の緑と調和した色彩とします。</p> | <p>●交通の安全性を損なわない位置・規模・表示内容とする</p> <p>信号や交通標識などと混同する色彩や写真等の視認性を低下させるデザインの広告物を控えます。</p> |
| | <p>●解りやすく伝えるデザインとする</p> <p>複数の広告物の集約化やデザインの統一、文字と板面のバランス等、伝わりやすいデザインを工夫します。</p> | | <p>●適切な維持・管理を行う</p> <p>安全性や景観を損ねないように、定期的な維持・管理を行います。</p> |

(2) 場所・種類別の配慮事項

中層以上はできるだけ内容が伝わりやすいようにシンプルに、視覚効果の高い低層部は見やすさにぎわいの演出などを丁寧にデザインし、秩序立った配置や、まち並み等との調和に配慮していくことが大切です。



景観全体との調和

過剰な規模・意匠としない
スカイラインへの配慮

景観資源との調和


通りのまち並み形成への配慮

商業地などでの低層部の演出
(にぎわい・魅力・快適性等)


最上部（建物頂部、屋上）


建物群から突出せず、スカイラインの構成に配慮します。

×好ましくない例



○改善例







広告板の色彩や形態を建物と合わせる、切り文字を採用する、彩度を少し下げる等

低層部（概ね2～3階以下）

地域らしさにぎわい、快適性を演出します。





テナントの広告物は大きさや配置を揃えて見やすくするとともに、自然素材や色彩の工夫などにより地域らしさにぎわい、快適さの演出


中層部（低層部と最上部の間）


建物との調和に配慮します。

×好ましくない例



○改善例





テナントの広告物の集約化や、大きさ、配置、デザインを揃えて見やすくする等

(3) 要素別の配慮事項


文字や画像・図などの表示や色使い、照明や緑化演出などの要素を適切に組み合わせ、効果的に情報を伝え、景観と調和した広告としてデザインすることが大切です。

必要情報の適切な表示（文字・画像等）

極力一読で理解できることや、歩行者・自動車などの可読距離に配慮します。

映像・照明

映像は上部への設置を避け、建物デザインと一体的なものとしします。
照明は歩行者や住宅地に配慮したものとしします。



色彩

色数や派手さに頼らない色使いや、伝統的な自然素材色などにより、地域らしさを演出します。

高彩度色は小さい面積に効果的に！

ABC


➔

ABC

大規模なものの地色は極力低彩度とし、鮮やかな色は小さな面積で使うと効果的


緑化等による店先の演出

植栽や照明を効果的に組み合わせます。




窓面への広告物の掲出※

切り文字などにより開口部を活かします。




住宅地等への配慮

まち並みや植栽との調和に配慮します。



常設ではない広告物等

のれん、提灯など地域らしさを演出します。



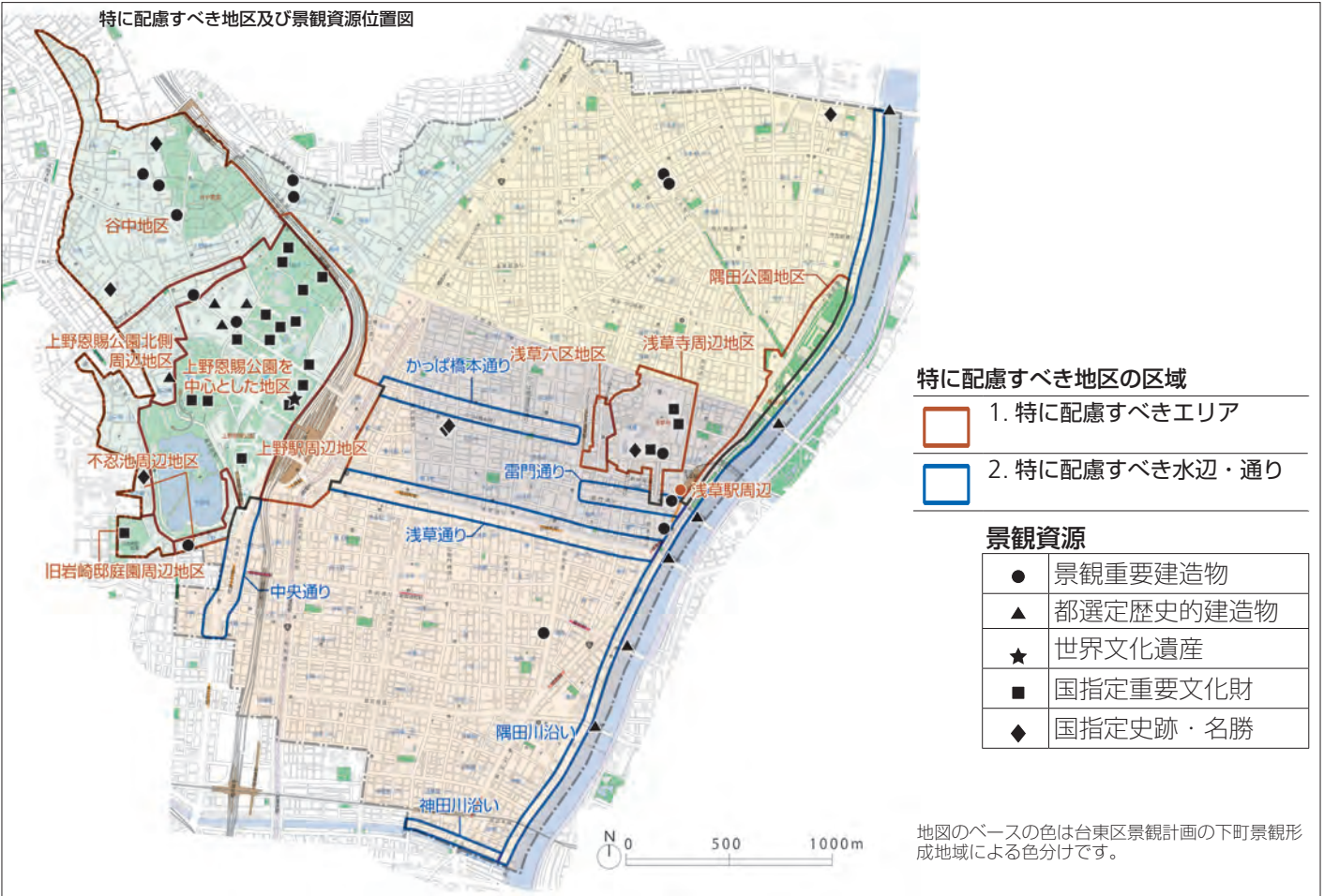
Outdoor advertising guidelines for Taito City

台東区屋外広告物景観ガイドライン（概要版）

3

4 特に配慮すべき地区のガイドライン

屋外広告物は、地域のまちなみと調和した表示・掲出が求められています。このため、景観条例や景観計画に定める良好な景観形成を推進するうえで、特に重点的に取り組む必要がある地区を中心に、区域を設定します。



(1) 特に配慮すべきエリア

上野恩賜公園を中心とした地区の景観配慮イメージ

森の中の文化施設群の景観との調和

木々に囲まれた文化施設等の格調や、公共サインへの視認性を損なわない、質の高い広告景観を形成します。

園内の店舗等の広告物

木々や文化施設、公共サインを引き立て、質の高い広告物とします。



上野恩賜公園北側周辺地区の景観配慮イメージ

閑静な住環境にuke込む店舗の魅力を演出

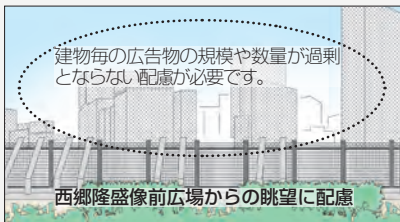
住環境と調和し、トータルデザインとして落ち着いた店構えの広告景観を形成します。



上野駅周辺地区の景観配慮イメージ

上野の玄関口にふさわしい魅力的な広告景観形成

建物ごとに配置・規模等に一貫性をもたせ、上野公園からの眺めに配慮した広告景観を形成します。



不忍池周辺地区の景観配慮イメージ

不忍池、池を取り巻く緑の景観との調和

不忍池からの眺めを大切に、秩序ある広告景観形成を形成します。



浅草寺周辺地区の景観配慮イメージ

境内や参道からの眺望景観との調和

浅草のシンボル空間の背景としてふさわしい景観となるよう、目立ちすぎることのない落ち着いた広告景観を形成します。



境内からの眺望に配慮

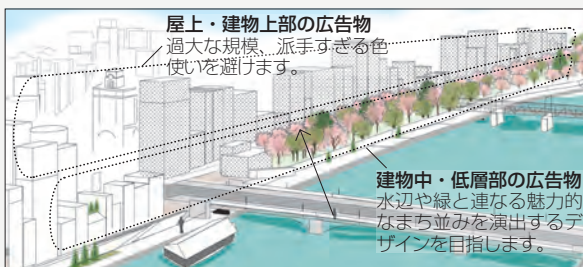
社寺や木々の背景となる広告物はできるだけ規模や数量、色彩を控えめなものとします。



隅田公園周辺地区の景観配慮イメージ

隅田川や隅田公園との連続性が感じられるまち並みと広告景観形成

水辺や公園の緑に隣接する通りとして、うるおいのある景観を演出する広告景観を形成します。



屋上・建物上部の広告物
過大な規模、派手すぎる色
使いを避けます。

建物中・低層部の広告物
水辺や緑と連なる魅力的な
まち並みを演出するデザ
インを目指します。



水辺などからの眺望に配慮します。

水辺や緑と連なる魅力的なまち並みを演出します。



谷中地区の景観配慮イメージ

閑静な住宅地と共存し、緑や景観資源、空の広がり調和した広告景観形成

緑やお寺、低層の住宅地、古い建物など谷中の良さを活かしつつ、新しいデザインを採り入れた広告景観を形成します。



浅草六区地区の景観配慮イメージ

地域の歴史を尊重し、浅草の魅力とにぎわいに貢献する広告景観形成

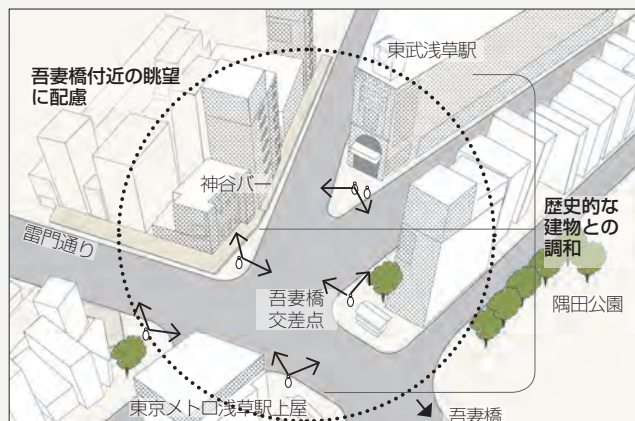
浅草六区デザインガイドラインに基づき、にぎわいを演出する要素となる広告景観を形成します。



参考 浅草駅周辺地区の景観配慮イメージ

浅草の玄関口にふさわしい駅前広告景観形成

駅前らしいにぎわいの中で、来訪者の印象に強く残る場所として、吾妻橋交差点部分では特に秩序の感じられる広告景観を形成します。



吾妻橋付近の眺望に配慮

東武浅草駅

神谷バー

歴史的な建物との調和

隅田公園

雷門通り

吾妻橋交差点

東京メトロ浅草駅上屋

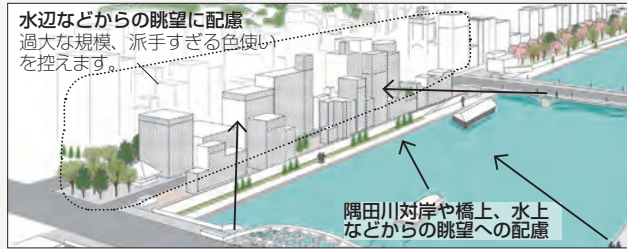
吾妻橋

(2)-1 特に配慮すべき水辺

隅田川沿いの景観配慮イメージ

水辺の広がり、まち並みの連続感と水辺らしい表情を大切にしたい広告景観形成

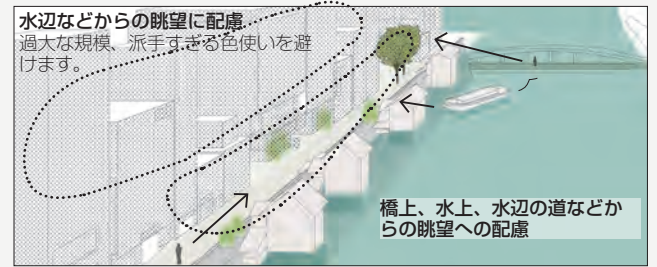
水上、橋などからの眺望を意識し、水平のスカイラインや、落ち着いた色彩・照明に配慮した広告景観を形成します。



神田川沿いの景観配慮イメージ

風情を感じる低層部の景観形成、水上や橋から望む、建物上層部の秩序ある広告景観形成

水上や橋からの眺望を意識し、船宿や老舗の点在など落ち着いたまち並みと協調した広告景観を形成します。



(2)-2 特に配慮すべき通り

浅草通りの景観配慮イメージ

歴史ある専門店街としての表情と協調した広告景観形成

神仏具街独特のまち並みの表情や、ディテールに見られる和風のテイストなどと協調し、落ち着いた広告景観を形成します。



建物中層部より上の広告物
屋上や壁面への広告の設置は最小限にとどめ、建物のデザインを活かします。



建物低層部の広告物
並木と調和し、歴史ある専門店街の風格ある広告デザインを工夫します。

雷門通りの景観配慮イメージ

浅草の目抜き通りにふさわしい魅力ある広告景観形成

歴史ある建造物を引き立て、位置や規模、デザインや色彩など協調した広告景観を形成します。



建物中層部より上の広告物
雷門など歴史性に配慮し、落ち着いた控えめな広告とします。



建物低層部の広告物
歴史ある浅草の目抜き通りらしい広告の形態意匠を工夫します。

かっぱ橋本通りの景観配慮イメージ

商店街の個性を歩いて楽しめる広告景観形成

古くからの小規模な店舗のまち並みや東京スカイツリーへの眺めを楽しめる落ち着いた広告景観を形成します。



建物中層部より上の広告物
過大で派手な広告を控えます。



建物低層部の広告物
手作り感や自然素材などヒューマンスケールの商店街らしさを演出します。

中央通りの景観配慮イメージ

上野の目抜き通りにふさわしい魅力ある広告景観形成

多様な広告物が設置されている中で、乱雑な配置を避け、通りとしての景観を損ねないデザインに配慮します。



建物中層部より上の広告物
最小限で秩序だった広告物により、建物のデザインを活かします。



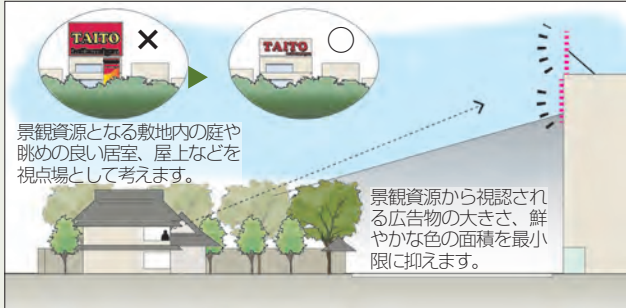
建物低層部の広告物
適切な集約化など、すっきりと広告を見せる工夫をします。

5 景観資源周辺のガイドライン

地域・通りのランドマークであり、地域の良好な景観形成を進める上で欠かせない貴重な景観資源を引き立て、固有の歴史や文化を活かした景観を形成します。

●景観資源からの眺望、景観資源周辺のまち並みにおける景観配慮イメージ

景観資源の価値として庭や周辺への眺望景観を守る



景観資源の価値として庭や周辺への眺望景観を守る



●時間貸し駐車場、自動販売機の景観配慮イメージ

時間貸し駐車場の広告物を落ち着いた色使いとし、まち並みと調和させ、情報の視認性を高める

ポールの色を落ち着いた色彩とし、鮮やかな色彩はポイントを絞って使用することで、見やすく、景観資源とも調和します。



自動販売機の本体の色彩を建物や周辺のまち並みと調和させ、商品そのものを引き立てる

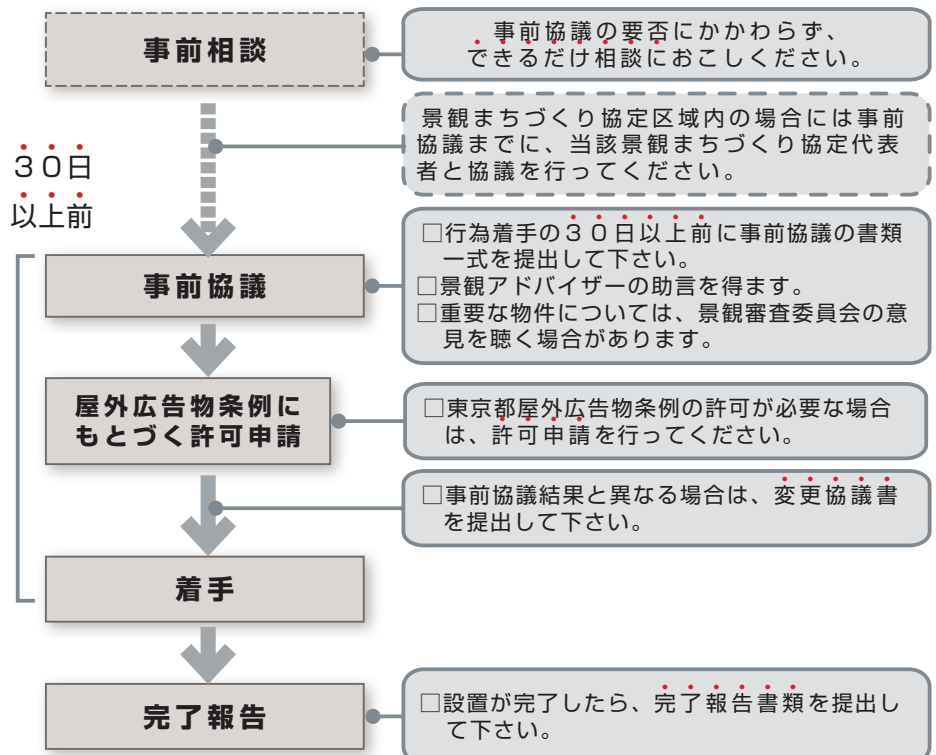
本体の色彩を落ち着いたものとし、キャンペーン等の広告は開口部内におさめます。



6 事前協議の手続き

屋外広告物の表示・掲出については、東京都屋外広告物条例に基づき許可されるものです。

台東区では、良好な景観形成を推進するため、台東区景観条例に基づき、屋外広告物の表示・掲出に当たっては、事前協議の義務付けを行い、東京都屋外広告物条例との連携を図りながら取り組んでいます。



●事前協議の書類

事前協議には、次の書類を合計4部、都市づくり部建築課へ提出して下さい。

| 書類 | 記載すべき内容、注意点 |
|---------------------|---|
| 景観計画区域内における行為の事前協議書 | ○所定の書式あり。区のHPからダウンロードできます。 |
| 景観計画書 | ○所定の書式あり。区のHPからダウンロードできます。 |
| 案内図 | ○広告物掲出予定地を図示したもの |
| 計画概要書 | ○広告物の面積・使用色のマンセル値・掲出期間・道路占有の有無 |
| 平面図 | ○広告掲出部分を建物平面上に図示 |
| 立面図 | ○広告掲出部分を建物立面上に図示・仕上げ材・照明・広告物の意匠図 ※着色したもの (使用色のマンセル値を明記) |
| 現況資料 | ○広告掲出予定地と、その近隣の近景・遠景を数枚撮影場所と方向を示した資料 |

●窓口等

| 内容 | 窓 口 |
|-------------------|--|
| 景観計画・ガイドラインについて | 台東区都市づくり部都市計画課 TEL:03-5246-1364 (直通) http://www.city.taito.lg.jp/index/kurashi/kenchiku/keikan/keikankeikaku.html |
| 景観に関する事前協議について | 台東区都市づくり部建築課 TEL:03-5246-1343 (直通) http://www.city.taito.lg.jp/index/kurashi/kenchiku/keikan/keikantetudukiannai/index.html |
| 東京都屋外広告物条例にもとづく許可 | 台東区都市づくり部道路管理課 占用担当 TEL:03-5246-1302 (直通) |
| 道路法にもとづく道路占用の許可 | 区道 台東区都市づくり部道路管理課 占用担当 TEL:03-5246-1302 (直通) |
| | 都道 東京都建設局第六建設事務所管理課 足立区千住東2丁目10番10号 TEL:03-3982-1151 |
| | 国道 東京国道工事事務所亀有出張所 葛飾区新宿4丁目21番1号 TEL:03-3600-5541 |
| 道路交通法にもとづく道路使用の許可 | 所轄警察署交通課 |



台東区屋外広告物景観ガイドライン 概要版

平成30年3月発行

台東区都市づくり部都市計画課

〒110-8615 台東区東上野4丁目5番6号

TEL:03-5246-1364 (直通)

平成29年度 登録第97号